

別記第1号様式（第4条関係）

自費解体つなぎ資金利子助成事業給付金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

石川県知事 様

(申請者)

住 所	〒
氏 名	
電話番号	

自費解体つなぎ資金利子助成事業給付金を給付されたく、令和6年能登半島地震自費解体つなぎ資金利子助成事業給付金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付申請及び実績報告します。

なお、この交付申請書兼実績報告書及び関係書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

解体・撤去した損壊家屋等の所在地	
解体・撤去した損壊家屋等の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外 住所（ ） 氏名（ ）申請者との続柄（ ）
罹災証明書等の区分	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊
市町へ自費解体費用の償還申請をした者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外 住所（ ） 氏名（ ）申請者との続柄（ ）
融資を受けた金融機関名	
融資額及び返済期間等	円／ 年 か月 貸付利率 %
上記融資額のうち解体費用	円
融資を受けた日	令和 年 月 日
5か月分（5か月に満たない期間の融資の場合はその期間）の利子額	円

別記第1号様式（第4条関係）別紙

（申請者）

住 所	〒
氏 名	
電話番号	

【添付書類】 ※提出する関係書類にチェック☑

- 市町長が発行する損壊家屋等の罹災証明書等の写し
- 金融機関等との金銭の貸借がわかる書類（金銭消費貸借契約書等）の写し
- 損壊家屋等の解体・撤去・処分に係る費用の明細がわかる書類（請求書等）の写し
- 損壊家屋等が所在する市町に提出した自費解体・撤去に係る償還申請書の写し
- 金融機関等が発行する元金・利子の返済予定がわかる書類（返済予定表等）の写し
- 債権者登録申出書
- その他()

【誓約事項】 ※全ての項目にチェック☑がない場合は、給付金の給付対象となりません。

- 自費解体つなぎ資金利子助成事業給付金給付要綱第2条に掲げる給付金の給付対象者の要件を満たしています。
- 本給付金の申請内容すべてに虚偽の申請はありません。
- 申請に係る関係書類に関し、県が市町、金融機関等の関係者に問い合わせをし、申請内容の確認を行うことを承認します。
- 融資額のうち、解体費用に相当する融資額に対する利子額の5か月分を上限として給付金が給付され、また、返済（予定）期間が5か月に満たない期間の場合は、当該期間に相当する利子額が給付されることから、申請書に記載の利子額に満たない額が給付される場合があることを理解しています。
- 給付金の給付申請後、申請書に不備がある等により給付決定・額の確定又は支払いができず、かつ、令和7年3月31日までに申請者においてその補正を行わないときは、申請を取り下げたものとみなされても異議ありません。
- 給付金の支給を受けた後に、支給対象者の要件に該当しないことが判明したときは、既に支給を受けた給付金を直ちに返還します。